



鏡支所だより

—第162号—

発行日 令和2年10月1日
発刊 八代市鏡支所
編集 鏡支所地域振興課
TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(8月末現在)		()は前月比	
【世帯数】	5,984	世帯	(2)
【人口数】	14,349	人	(-11)
	男	6,698	(-7)
	女	7,651	(-4)

お忘れではありませんか？

台風10号接近時に開設した各避難所に忘れ物がありました。心当たりのある方は地域振興課までお問い合わせください。10月末までに連絡がない場合は処分いたしますので、ご了承ください。



鏡コミュニティセンター



鏡小体育館



鏡中体育館

問合せ 地域振興課
☎52-2131

八代市の防災情報収集の方法について

緊急情報配信メールサービス

①携帯電話からメールアドレスを入力し空メールを送る。

alreg@ns2.yatsushiro.org

②仮登録のお知らせ ⇒ <http://>を選択肢しアクセス ⇒
登録完了のお知らせ ⇒ <http://>を選択肢しアクセス ⇒
配信サービスの情報(火災・地震・気象・台風・等)に
チェックを入れて『設定』を選択する。

※インターネットからのメールを受信拒否していると、メールが届きません。

alert@ns2.yatsushiro.orgを受信可能な状態に設定してください。



↑QRコードからも登録が可能です。



問合せ 危機管理課 ☎33-4112 / 鏡支所地域振興課 ☎52-2131

国勢調査への回答はお済みですか？

10月1日を基準日として国勢調査を実施します。

5年に一度の日本で最も重要な統計調査です。

調査関係書類がご自宅に届きましたら、ぜひ、調査への回答をお願いします。

回答方法は、インターネット、郵送、調査員への提出がありますが、パソコンやスマートフォンを利用した、インターネット回答がとても便利です。

皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

インターネット、調査票ともに回答期限は10月7日(水)です。

国勢調査おでかけ講座をご利用ください！

市職員が国勢調査専用タブレットを使って、インターネット回答をお手伝いします。

インターネットでの回答は約10分で終了します。

ぜひ、国勢調査八代市実施本部までご連絡ください。

皆様からのお電話をお待ちしております。



問合せ

国勢調査八代市実施本部 ☎43-5022



ごみの出し方について

- 「燃えるごみ」は、各町内の決められた収集日・時間に出してください。
【収集日】地区の収集日を「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。
【ごみ出しの時間】収集日の午前6時30分～午前8時まで（鏡地域）
・「燃えるごみ」に、ビンや缶などの燃えないごみが混入していると収集できません。ビンや缶などの資源物は、分別して「資源ごみの日」に出してください。
※午前8時以降にごみを出した場合、収集されなかったり、収集時間が遅くなったりします。地域のごみ収集がスムーズにいけますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。
- 「資源ごみ」について、「資源ごみの日」の前日から分別もせず集積所に出してあるケースが報告されています。「資源ごみ」は、必ず、「資源ごみ」収集日当日の、決められた時間に分別をして出してください。



問合せ
市民環境課 52-1116

私有地の雑草の刈り取りについて

八代市では、「八代市環境美化の推進に関する条例」において、土地の所有者等は、①適切な管理のもとに環境美化に努めなければならないこと、②雑草が繁茂した場合、刈り取りなどの必要な措置を講じなければならないことを定めており、基本的には、土地所有者等が、近隣の迷惑にならないように、適宜、雑草等の刈り取りなど行わなければならないことになっていきます。

雑草等の生い茂りを放置しておけば、害虫の発生、不法投棄や火災の誘発、車両等の通行の妨げによる交通事故発生の要因となることも考えられますので、定期的な雑草等の刈り取りを含め、私有地の適正な管理をお願いします。



問合せ 市民環境課 ☎52-1116

『行政相談所』開設

行政に対するご意見やご要望などがありましたら、お気軽にご相談下さい。

※相談は無料で、秘密は堅く守られます。

日時 10月5日（月）9時～12時

場所 鏡支所1階第一会議室

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

問合せ 市民環境課 ☎52-1116



有佐駅前市営駐輪場に放置された自転車などの撤去について

有佐駅前市営駐輪場に長期間放置してある自転車などについて、八代市営駐輪場条例に基づき、10月から撤去の手続きを開始します。

放置されたままの自転車などは、他の利用者や歩行者の通行に支障をきたしますので、安全な駐輪場利用ができるよう、皆様のご協力をお願いします。

**自転車
放置禁止!!**

放置車両は、撤去致します。

- ① 「注意札」の貼り付け(10月初旬)
↓ 14日後
- ② 「警告札」の貼り付け
↓ 14日後
- ③ 放置自転車などの撤去・保管
- ④ 告示文書の掲示
↓ 30日後
- ⑤ 保管した放置自転車などの廃棄処分



問合せ:地域振興課 ☎52-2131



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～